

第46回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議【通常会議】

日時：令和2年4月7日（火）17:00～

場所：本庁舎 442 会議室

【出席者】全本部員

- トピック**
- ・国・県の主な動き 本日夕方に緊急事態宣言が発令される予定
 - ・その他

1 現状の報告と今後の対応

① 保健所

本日の検査 【検査件数】 19 件 → 〈検査結果〉陰性 11 件 陽性 8 件
(明日の予定件数 件)

② 電話相談

〈主な内容等〉

(健康医療相談) 昨日〈最終〉 189 件 本日〈16時〉 件

(一般相談) 昨日〈最終〉 200 件 本日〈16時〉 件

(融資等相談) 昨日の相談件数 49 件

(融資 3 件 セーフティネット 42 件 その他 4 件)

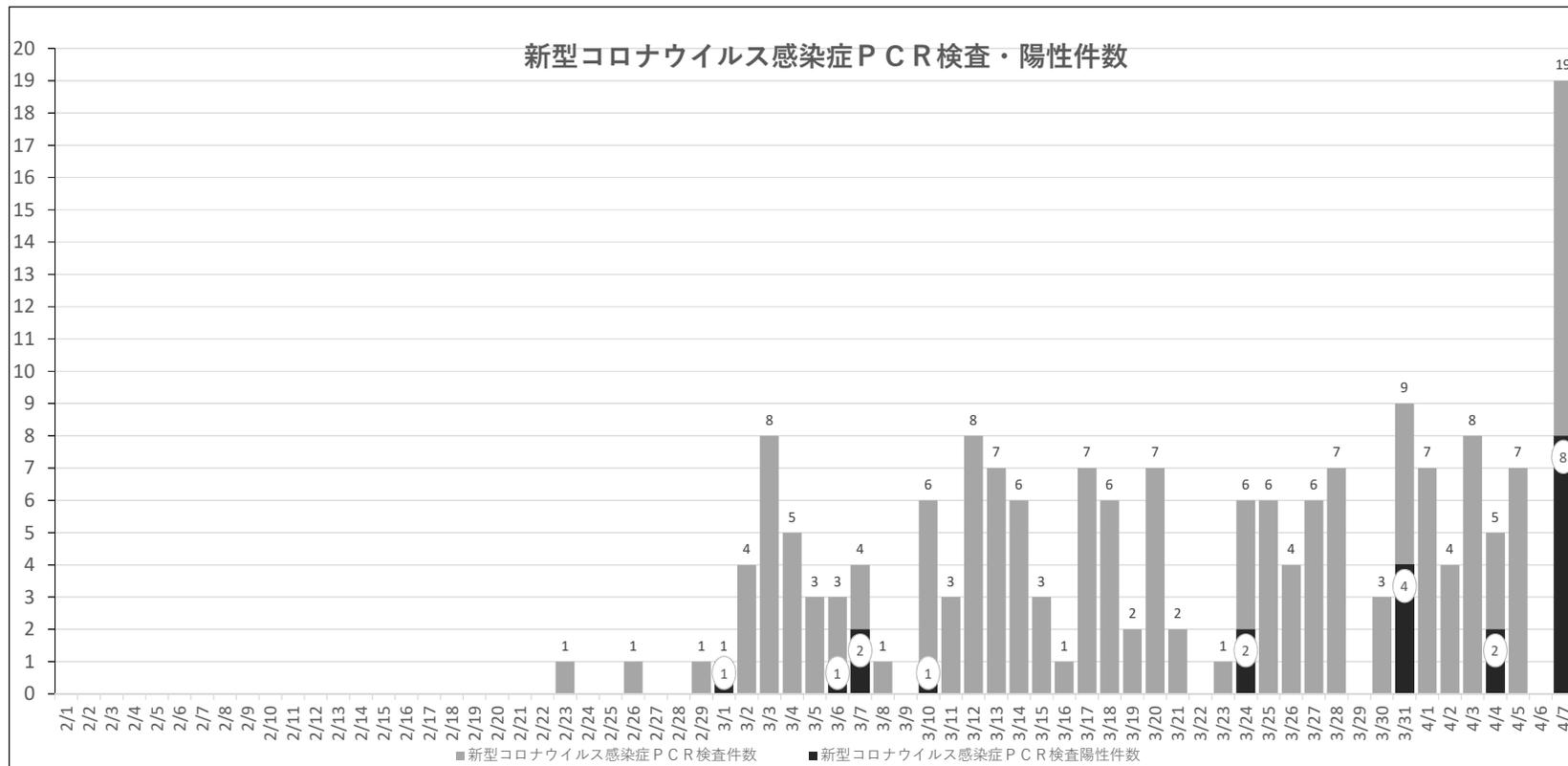
セーフティネット等認定数 19 件

③ 児童・生徒対応

④ 経済対策

⑤ 広報

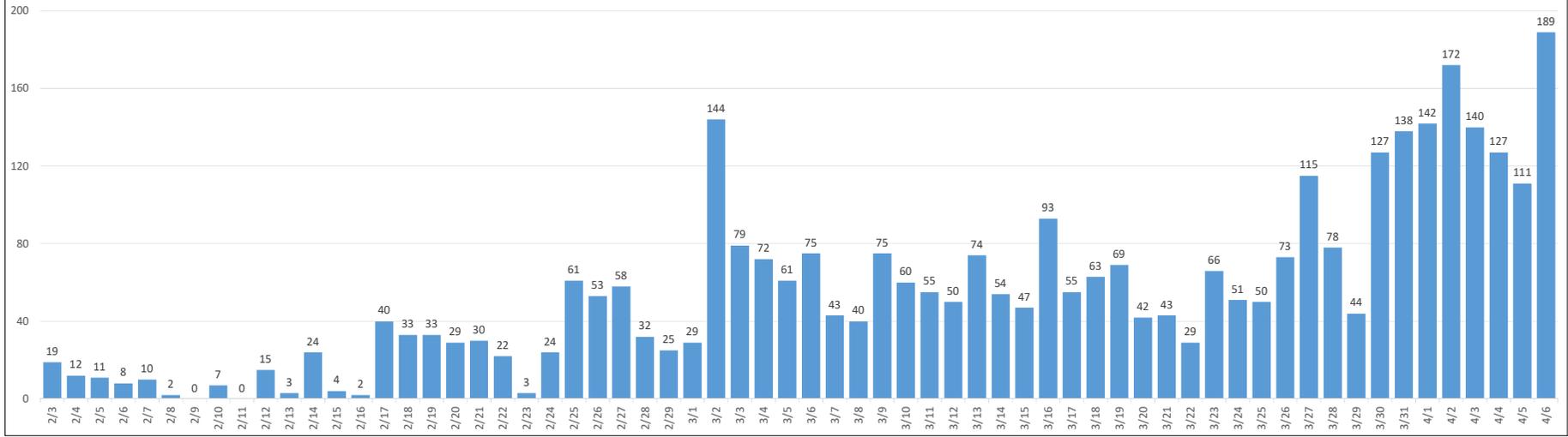
⑥ その他



検査件数累計	4/7 迄	182	陽性件数累計	4/7 迄	21
--------	-------	-----	--------	-------	----

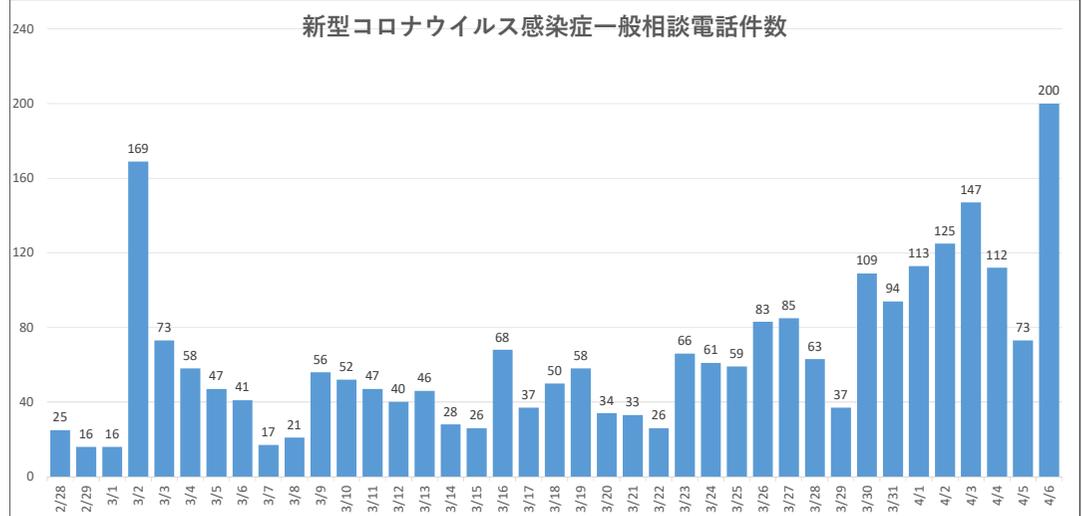
※西宮市保健所検査依頼分

新型コロナウイルス感染症保健所相談電話件数



累計	4/6	迄	3535
----	-----	---	------

新型コロナウイルス感染症一般相談電話件数



累計	4/6	迄	2511
----	-----	---	------

新型コロナウイルス感染症 融資等相談件数
(4月6日 17時30分現在)

	相談件数				セーフティネット等 認定数
	融資相談	セーフティネット	その他	合計	
4月1日	8	25	0	33	12
4月2日	5	33	2	40	20
4月3日	8	26	7	41	13
4月4日					
4月5日					
4月6日	3	42	4	49	19
4月7日				0	
4月8日				0	
4月9日				0	
4月10日				0	
4月11日					
4月12日					
4月13日				0	
4月14日				0	
4月15日				0	
4月16日				0	
4月17日				0	
4月18日					
4月19日					
4月20日				0	
4月21日				0	
4月22日				0	
4月23日				0	
4月24日				0	
4月25日				0	
4月26日				0	
4月27日				0	
4月28日				0	
4月29日					
4月30日				0	
合計	24	126	13	163	64

参考 (月別合計)

	相談件数				セーフティネット等 認定数
	融資相談	セーフティネット	その他	合計	
令和2年3月	59	455	38	552	213

新型コロナウイルス感染症対策による保育所の対応について

(「緊急事態宣言」を受けて)

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、政府が兵庫県に対し「緊急事態宣言」を行うことによる保育所の今後の対応については下記のとおりです。

記

◆保育所について

保育所は原則として開所しますが、「緊急事態宣言」が発出されている間は、感染防止のため、就労等でやむを得ず保育が必要な方のみ受け入れを行います。やむを得ず預ける場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えを要請します。

※今後状況に変化があった場合には、上記取扱いに変更が生じる場合があります。

◆保育料について

令和2年3月に引き続き4月においても、登園自粛等により欠席をしている児童の保育料について、日割り計算を行います。なお、欠席について、理由は問いません(土曜日や臨時休園も含まれます。)

また、登園している園が市の要請により臨時休園となった場合や、児童が濃厚接触者となった場合においても同様の取扱いとなります。

◆公立保育所の給食費について

公立保育所の3歳以上児の給食費については、保育料と同様に3月分に引き続き4月分についても欠席分について日割り計算を行います。

※私立保育所等の給食費の取扱いについては、各施設により異なりますので各施設にお問い合わせをお願いします。

◆その他留意事項

- 公立保育所の月極延長保育料については、利用回数に応じた負担とする予定です。
- 詳細については、後日対象の方にお知らせする予定です。

◆育児休業からの復職期限の延長について

令和2年4月1日及び5月1日の入所については、通常入所日の翌月15日までを育児休業の復職期限としていますが、令和2年7月1日まで延長します。

以 上

こども支援局 子育て事業部

【担当課】・保育料、復職期限に関すること：保育入所課

・民間保育施設に対する給付・補助に関すること：保育幼稚園支援課

・公立保育所に関すること：保育所事業課

令和2年(2020年)4月7日

各地区スポーツクラブ21会長様
西宮市スポーツ推進委員様

西宮市スポーツ推進課長

4月8日(水)以降のスポーツクラブ21の活動について【要請等】

平素より、本市スポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月6日(月)に西宮市立小・中・義務教育・特別支援学校及び高等学校の臨時休業が発表されました。また本日、国から緊急事態宣言が発出されることを重く受け止め、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スポーツクラブ21の活動については下記のとおりとします。

会長様をはじめ、関係各位におかれましては、クラブ内での周知徹底をお願いするとともに、ご協力とご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 要請事項

- (1) 内 容 **スポーツクラブ21としての活動をすべて休止すること。**
※クラブハウス(地域交流室)での会議・打合せ等については、**学校長の了解**を得たときに限り、人数・時間等**必要最小限**の範囲内、かつ消毒や換気などを**徹底**した上で、使用を可とします。ただし、立ち入りが禁止されるなど学校の使用制限がなされた場合は、この限りではありません。
- (2) 主な理由 学校の休業期間中部活動も中止となっていること。また、生活維持に必要な行動をのぞいて、不要不急の外出は自粛要請の対象となっているため。
- (3) 期 間 令和2年4月8日(水)から5月6日(水)まで

2 情報提供

- (1) 市立運動施設のうち、**屋内**施設については、3月4日(水)から4月15日(水)までを臨時休館期間としていましたが、**5月10日(日)まで**期間を**延長**します。
- (2) 市が**主催**する大会・イベント等について、これまで2月26日(水)から4月15日(水)までを中止または延期期間としていましたが、**5月10日(日)まで**期間を**延長**します。これに伴い、「市民体育大会総合開会式」や「ミニバスケットボール低学年のつどい」等をやむなく中止としました。

3 留意事項

- (1) 5月7日(木)以降の活動については、後日連絡いたします。また、休止期間中であっても学校再開の状況・国の動向等により、あらためて連絡する場合がありますのでご留意ください。
- (2) 活動再開後も、当面の間は、身体的接触がない練習の導入など活動内容を工夫・精選したり、飲食やバス移動などいわゆる「3密」(換気の悪い密閉空間・多人数の密集・近距離での会話や発声)を徹底的に避けるなど感染予防対策の確実な実行が必要となってきます。活動再開後に備えて、現時点から各クラブで検討を行うようお願いいたします。

以上

【お問い合わせ先】スポーツ推進課 TEL (0798) 35-3567
Email: k_shatai@nishi.or.jp